

令和7年度恵庭市教育委員会会議(12月定例会)会議録

| | |
|--------------|---|
| 日 時 | 令和7年12月5日(金) 開会17時00分 閉会18時10分 |
| 会 場 | 市民会館 1F 第1会議室 |
| 出席委員 | 教育長 岩渕 隆 教育長職務代理者 土谷 秀樹 委 員 福屋 栄人 委 員 白崎 亜紀子 委 員 中山 舞 |
| 会議出席者 | 教育部長 犬野 洋一 教育部次長 山口 晃弘 教育総務課長 藤野 真一郎 教育総務課主幹 前川 豊志 教育支援課長 横山 真澄 社会教育課長 黒氏 優子 学校給食センター長 斎藤 喜代彦 読書推進課長 和合 智子 郷土資料館長 高野 隆司 教育施設課長 塚野 憲 教育総務課主査 小井 裕介 |
| 議題及び議事の概要 | 別紙のとおり |
| 会議の傍聴を許可された者 | 1名 |
| 議事録署名委員 | 白崎 亜紀子 |

令和7年度恵庭市教育委員会会議(12月定例会)結果表

令和7年12月5日(金) 17時00分開会

18時10分閉会

会場:市民会館 1F 第1会議室

| 事案番号 | 件 名 | 議決結果 |
|-------|--|------|
| 議案第1号 | 恵庭市高等学校等奨学金支給条例施行規則の制定について | 原案可決 |
| 議案第2号 | 恵庭市教育委員会と株式会社アレフとの包括連携協定について | 原案可決 |
| 協議1 | 第四次恵庭市教育大綱(骨子)について | 協議済み |
| 協議2 | 恵庭市小中一貫教育基本方針の素案について | 協議済み |
| 協議3 | 第6期恵庭市生涯学習基本計画の素案について | 協議済み |
| 報告1 | 恵庭市立学校教職員に係る時間外在校等時間 (令和7年7月~9月)の公表について | 報告済み |
| 報告2 | 北海道文教大学附属高等学校との包括連携協定の締結について | 報告済み |
| 報告3 | 恵庭市立図書館改修基本計画等策定業務の中間報告について | 報告済み |
| 報告4 | 令和5年度に発生した市内公立学校のいじめの重大事態に関する調査報告について | 報告済み |

○会議出席者

岩渕教育長

教育委員:土谷委員、福屋委員、白崎委員、中山委員

事務局 :狩野教育部長、山口教育部次長、藤野教育総務課長、前川教育総務課主幹、横山教育支援課長、黒氏社会教育課長、齊藤学校給食センター長、和合読書推進課長、高野郷土資料館長、塚野教育施設課長、小井教育総務課主査

議事録

開会 17時00分

| | |
|-----|--|
| 教育長 | 只今より教育委員会を開催いたします。初めに日程1、議事録署名委員の指名について事務局お願いします。 |
| 事務局 | 今回会議の議事録署名委員は、白崎委員お願いします。 |
| 教育長 | よろしいでしょうか。 |
| 委員 | (承認) |
| 教育長 | 次に日程2、前回会議録の承認について事務局お願いします。 (事務局から前回の議事録について報告) ただいまの記録のとおり承認するということでよろしいですか。 |
| 各委員 | (はいの声) |
| 教育長 | 続いて日程3、議案に入ります。 議案第1号恵庭市高等学校等奨学金支給条例施行規則の制定について、事務局よりお願いいたします。 |
| 事務局 | 議案第1号恵庭市高等学校等奨学金支給条例施行規則の制定について説明いたします。 恵庭市高等学校等奨学金支給条例につきましては、先月の教育委員会にてご説明、承認賜り、現在開会中の第4回定例議会において上程し、審議されている最中であります。 ですので、これからご説明いたします本条例の施行規則については、本議会にて議決をいただきながら公布ということになりますので、議会での条例の審議の影響を受ける可能性はございますが、提案どおり議決をいただいたとしてという前提での提案となっております。 規則の説明に入る前に、前回の教育委員会で月5千円の支給額の根拠について質問がありまして、授業料を除く諸経費に充てていただく考え方をお伝えしましたが、具体的な説明が足りませんでしたので、その補足説明を最初にさせていただきたいと思います。 その授業料を除いた諸経費ですが、市内の高校ですと私立高校となりますと10万円を超えてきますが、公立高校を調べましたら6万から7万ということで、掛かる諸経費の全てを保証するという制度ではありませんので、支給額を積算するにあたっての目安として参考とし、近隣市のバランスも取りながら月5千円、年にしますと6万としたところです。 |

補足説明としては以上になります。

規則の説明をさせていただきます。

お諮りする規則については、第1条の趣旨にありますとおり、恵庭市高等学校等奨学金支給条例の施行について、必要な事項を定めるものとなり、以下、第3条では「奨学生の支給対象者の範囲」、第4条では『申請の手続き』について、第5条では『決定の通知』について、第6条では『奨学生の廃止又は休止』について、第7条の『返還の通知』、第8条の『奨学生原簿』の整備、第9条の『届出の方法』と続きますが、届け出の方法につきましては、4ページに必要が生じたら届け出る必要な項目を(1)から(5)まで上げておりますが、その様式については、5ページ以降17ページにかけて記載しております。

また、附則の2で、恵庭市教育委員会事務局組織に関する規則の一部改正を図り、「高等学校等入学準備金基金に関すること」を「高等学校等就学支援基金に関すること」に改めることとします。

以上、よろしくご審議の上、原案のとおり議決賜りますようお願い申し上げます。

教 育 長

ただ今の議案第1号について、ご質疑等はございますか。

各 委 員

(なしの声)

教 育 長

なければ、以上で議案第1号について終了いたします。

次に、議案第2号恵庭市教育委員会と株式会社アレフとの包括連携協定について、事務局よりお願ひいたします。

事 務 局

議案第2号恵庭市教育委員会と株式会社アレフとの包括連携協定について、ご説明申し上げます。資料の19ページをご覧願います。

はじめに、この協定の概要といたしまして、恵庭市教育委員会と株式会社アレフとの間におきまして、昨年より『教育旅行の受入れ』に関する協働の取組みについて、協議を進めてきたところでありますが、『地域の活性化や文化の振興などに寄与すること』を目的として、具体的な取組みを持続可能かつ充実したものとするため、以下のとおり包括連携協定を締結するものであります。

次に、2.『協定内容』につきましては、第2条の『連携の範囲』といたしまして、

(1)青少年の育成および環境教育に資すること

(2)郷土の歴史や文化財への理解を深める取り組みに関すること

(3)施設および人材の活性化に関すること

として、これら事項について、相互に連携および協力すること、としております。

その他につきましては、資料に記載のとおりでありますが、今後本協定の締結後につきましては、恵庭の魅力を市内・市外問わず多くの児童や生徒に発信し、教育旅行を推進していくとともに、本市の歴史や文化財の知名度向上に向けて効果的な取組みを検討して参りたいと考えております。

以上、簡単ではございますが、よろしくご審議の上、原案のとおりご承認賜りますようお願い申し上げます。

教 育 長

ただ今の議案第2号について、ご質疑等はございますか。

| | |
|-------|---|
| 委 員 | 今想定している一つの取組みとしては、教育旅行ということを謳っているのですが、具体的にアレフと教育委員会で、例えば修学旅行とか教育旅行ということで恵庭に来た場合に、どうということを連携しながらやっていくという想定というのは今の時点であるのですか。 |
| 事 務 局 | 今想定している一つの取組みとしては、教育旅行を決める際に学校の方で事前学習ということで、どこに行くのか、どんなテーマで学習するかということを事前に学習するようですが、その段階で恵庭市の学芸員がWEB会議等で恵庭の魅力を発信し、そのことで恵庭に興味を持っていただいた学校が恵庭を訪問していくだけという流れを想定しております。 |
| 委 員 | 包括連携協定ということなのですが、当初協定を締結する対象の会社が複数あってこのアレフに決まったのか、それとも最初からアレフとの話であったのでしょうか。 |
| 事 務 局 | 今回は具体的に言いますと、えこりん村との協議になります。郷土資料館が教育旅行を意識した中で協定を進めてきたものになります。 |
| 教 育 長 | 郷土資料館が関わるもので、これまで教育旅行の実績はあるのでしょうか。 |
| 事 務 局 | 郷土資料館としては、数年に一度くらいはありました。 ただ、えこりん村では数年前からプログラムを実施して多くの方に来ていただいているようです。 |
| 委 員 | これは旅行会社が関わるものなのでしょうか。 |
| 事 務 局 | 主としてはまず学校への配信を考えておりますが、えこりん村の周知の中には旅行会社を対象としてPRする場面もあるようです。したがいまして、我々の協力の仕方もそういった方への配信も想定されると考えております。 |
| 委 員 | 教育委員会が単独でやるというよりも、えこりん村が教育旅行を積極的にやろうとしていると思うのですが、その中に恵庭市教育委員会、郷土資料館が積極的に入っていって恵庭を知ってもらうという、そのような捉え方でよろしいですか。 |
| 事 務 局 | 教育旅行の受入に関してはそのような捉え方でよろしいかと思います。他の取組みについては、今後もいろいろな可能性がありますので、協働で新たな企画をしたりだとか、そういうことは今後の協議の中で出てくる可能性があると考えております。 |
| 委 員 | 教育旅行に限らずこれからいろいろなことを模索していきたいということですか。 |
| 事 務 局 | お見込みのとおりです。 |
| 教 育 長 | その他、ありますか。 |

| | |
|-------|---|
| 各 委 員 | (なしの声) |
| 教 育 長 | <p>なければ、以上で議案第2号について終了いたします。</p> <p>続いて、日程4協議に入ります。</p> <p>協議Ⅰは、第四次恵庭市教育大綱(骨子)についてです。事務局から説明をお願いします。</p> |
| 事 務 局 | <p>それでは、私から第四次恵庭市教育大綱の骨子についてご説明させていただきます。</p> <p>協議事項の1ページをご覧ください。</p> <p>まず、教育大綱の位置付けですが、教育大綱は、平成27年に改正された『地方教育行政の組織及び運営に関する法律』の規定により、恵庭市総合教育会議において策定されるものとされ、教育の推進に関する基本的な考え方を示すものとして位置付けられております。</p> <p>次に期間になりますが、現行の第三次教育大綱は、令和3年度から令和7年度、今年度までの5年間となっており、次期教育大綱である第四次は、現在策定作業を進めています令和8年度からスタートする第6期総合計画の策定と合わせ、令和8年度から令和17年度までの10年間とし、ただし、5年経過時の中間で必要に応じて見直しを図ることと考えております。</p> <p>次に基本目標ですが、『ふるさとに誇りを持って 健やかに成長し 人と文化が育まれるまち』としていますが、こちらについては、参考資料として次期総合計画のこそだて・教育の領域の基本目標5を、本日お配りいたしましたが、そちらと同じ目標を掲げる形となっております。</p> <p>冒頭、平成27年の地教行法改正の経緯に触れ、総合教育会議で策定されるとされていますが、それには首長部局と教育委員会が教育行政の理念を共有するという趣旨があり、まちの最上位の計画である総合計画と整合性を図りながら策定されることとなります。</p> <p>その総合計画の目指すまちの姿を踏まえながら、第四次教育大綱において基本目標のもと、5つの目標を掲げています。</p> <p>参考として、点線囲みに現行の第3次の教育大綱の基本目標と目標ⅠからⅤまで記載しておりますが、こちらも現行の第5期総合計画と同じ目標を掲げた形となっております。</p> <p>この骨子をもとに、今後素案作成に取り掛かっていきますが、その中で目標に沿って基本方針などを定めていくことになり、目標の中では表現できなかった総合計画の中の要素や現代的な恵庭の教育課題などを盛り込んでいきたいと考えています。</p> <p>今後のスケジュールについては、記載のとおりですが、現在、教育大綱の策定と合わせて、第3次の教育推進プログラムも今年度で推進期間が終了することから、第4次の教育推進プログラムの作成作業にも取り掛かっております。</p> <p>1月の教育委員会では教育大綱の案と合わせて第4次教育推進プログラムの案もお示しする予定でありますので、そちらのほうもご承知おきいただければと思います。</p> <p>説明は以上になります。ご審議の程、よろしくお願ひいたします。</p> |
| 教 育 長 | ただ今の協議Ⅰについて、ご質疑等はござりますか。 |

| | |
|-------|---|
| 委 員 | 今後のスケジュールというところでパブリックコメントが出ているのですが、これはどのくらいの期間で考えているのでしょうか。 |
| 事 務 局 | 30日間の期間を設けてパブリックコメントを実施したいと考えております。 |
| 教 育 長 | その他、ありますか。 |
| 各 委 員 | (なしの声) |
| 教 育 長 | なければ、以上で協議1について終了いたします。 続いて協議2は、恵庭市小中一貫教育基本方針の素案についてです。事務局よりお願ひいたします。 |
| 事 務 局 | 恵庭市小中一貫教育基本方針の素案についてご説明させていただきますが、はじめに私のほうから小中一貫教育について、これまでの議論の経緯を確認させていただきたいと思います。 10月1日の教育委員会において素案をお示しし、その際にいただいたご意見等を踏まえてこのあと改めて修正した素案をご説明させていただきますが、この小中一貫教育の検討については教育委員会では今年1月に、これまでの積み重ねてきた小中連携の取り組みを踏まえて、今後さらに一步踏み込んで小中一貫教育を目指していく理由などをお話しし、検討会議の設置もご了承いただいた、具体的な検討がスタートした次第であります。 |
| | 8月29日の教育委員会では、検討会議での検討状況の途中段階ではありましたが、中学校区ごとのシミュレーションの説明や方向性についてご報告させていただき、ご質問・ご意見等をいただいたところです。 |
| | その後、10月に素案ということで手順を踏んでまいりましたが、このあと修正した素案を説明の上、ご承認賜りましたら、今後、更に手続きを踏んで小中一貫教育基本方針が固まりましたら、この基本方針に沿って本市の小中一貫教育を推進していくことになります。 |
| | それでは、修正した基本方針素案について説明させていただきます。 |
| | このことについては、10月1日の教育委員会において、素案の本編及び概要版をお配りするとともに、その概要を説明申し上げたところです。 |
| | その折に委員の皆様から、「一つの小学校から複数の中学校に進学する状況の解消」といった表現など、中学校区の見直しが必須のように誤解されたり、ハレーションを招いたりはしないかといった懸念があるといったご意見や、小中一貫教育について、保護者に対して「わかりやすさを届けながら進めていっていただきたい」といった指摘などを頂戴したところであります。 |
| | その後、該当部分に修正を加え、書面会議の形で検討委員会の委員の方々にもご確認をいただき、本日見消し版として配布させていただいております。 |
| | (3)将来的な展望を見据えた、小中一貫教育の充実に向けた検討課題の修正についてでありますが、前回のものを「旧」としてその修正版を「新」としています。 |
| | 記述の中では、現行の通学区域や就学指定校を変更せず、これまでの連携教育の推進基盤を生かした形態を想定していますが、中・長期的にはそれらの状況は変容していくことが考えられることを明記するとともに、検討課題の視点の中に、具体 |

的な学校名をあげずに記載したところです。

また、『10小中一貫教育推進のスケジュール』のリード文の中に、委員からご指摘がありました「それぞれの取組を着実に進めるとともに、保護者や理解啓発にも努め」という表現を加えています。

変更点は以上となります。

今後については、12月8日の総務文教常任委員会において、本素案を報告するとともに、その後、年度内には成案とすることができますよう、事務手続きを進めてまいります。

委員の皆様には、本方針の内容はもとより、方針に基づいた一貫教育に向けた取組みを進めていくことについて、よろしく承認賜りますよう、お願ひ申し上げ、説明を終わりります。

教 育 長

ただ今の協議2について、ご質疑等はございますか。

委 員

改めての確認ですが、これまで何度か小中一貫教育の説明をしていただききましたが、私の印象としては、これまで小中連携の実績がありますし、それをベースに小学校と中学校が目指す子ども像を共有し、それを見据えて9年間の教育課程を作っていくという理解であります。いろいろと調整だとかはもちろん必要になるかと思いますが、大きく舵を切ったというより、これまでの積み重ねの延長のような捉え方もできると思いますが、いかがでしょうか。

事 務 局

委員の捉え方でよろしいかと思います。本市においては平成28年度以降、小中連携プロジェクトが核となり、児童生徒の交流や教職員による授業交流や協議の実施など進めてきており、小中一貫教育を見据えてプロジェクトでも具体的な取り組みを進めてきた経緯がございます。

委 員

10月の教育委員会で、この小中一貫教育基本方針の説明があった際に、私のところには、「もうすでに学校ができるという話を保護者の方や地域の人で誤解されている方がいらっしゃる」というお話をさせていただきました。

先ほどの説明では、そのあたりは誤解を招かないような表現に修正された印象を受けましたが、素案の中にも義務教育学校の設置の可否とありますが、今後そのあたりはどうのようになっていくのでしょうか。

事 務 局

小中一貫教育の導入を検討するにあたり、義務教育学校の設置についても議論されました。

小中一貫教育の導入時には義務教育学校の新設ということにはなりませんが、今後において引き続き各中学校区などの児童生徒数などを参考にしながら、設置の可否を検討していくこととしています。

委 員

小中一貫教育を進めていこうとしているということは、まだ市民レベルでは認識されていないと思いますが、今後、市民や保護者の皆さんにどのように周知していこうと考えていますか。

事 務 局

10月の教育委員会でも委員からそのあたりの懸念を発言されていたかと思いま

す。現在、小中一貫教育の内容を伝える啓発リーフレットを作成しようと考えており、先般の議会の一般質問でもそのように答弁させていただいたところです。この間、教育委員会で教育委員の皆さんからいただいた意見や疑問なども参考にさせていただき、Q&Aなどの記載なども考えており、作成したリーフレットを活用しながら年が明けたら、年度内の各学校の学校運営協議会の会議の場や町内会の会合の場などを活用して周知に取り組みたいと考えております。

委 員

その際に小中連携教育・小中一貫教育・義務教育学校という言葉は、一般的にはその違いですか内容というのがあまり理解されていないと思います。「新設」という言葉も新しく建物ができるのかなというイメージもありますので、その言葉の解説ですかそういうところも伝わりやすい表現で周知していくことが重要なのかなと思います。

事 務 局

貴重なご意見ありがとうございます。

教 育 長

その他、ありますか。

各 委 員

(なしの声)

教 育 長

なければ、以上で協議2について終了いたします。

続いて協議3は、第6期恵庭市生涯学習基本計画の素案についてです。事務局よりお願ひいたします。

事 務 局

私からは協議3、第6期恵庭市生涯学習基本計画の素案についてご説明いたします。5ページをご覧ください。11月5日の教育委員会におきまして本計画の中間報告をしたところですが、その後、素案が出来上がりましたので協議いただきたいと思います。始めに計画の概要について説明いたしますが、前回の教育委員会で1から2につきましては報告しておりますので、省略いたします。3『基本計画と基本施策』につきましては、本目標1『“でいい”を支える』の下、3つの施策、基本目標2『“学びあい”的環境をととのえる』の下、4つの施策、基本目標3『“育ちあい”へとひろがるつながりを育む』の下、4つの施策を掲げております。次に4『第5期計画の検証』についてですが、生涯学習に関連の深い20事業に対し、毎年度、市民委員と行政担当者の対話により評価を実施した結果、『世代を超えてお互いに学びあう場』、『ふるさとへの愛着心の醸成につながっている』、『読書と学びのつながりに大きな効果がある』などの意見があがったところです。一方で、課題として『共働き世帯や外国人住民など、多忙かつ多様な市民の学びの支援』、『効果的な情報集約・発信を中心とした学習環境整備』、『学びや活動をつなぎ、広げるネットワークづくり』などがあげられます。次のページをご覧ください。5『前回の計画との違い』ですが、表のとおりとなっておりまして、基本理念に沿った形に並べ替えを行っております。多様性やデジタル化、コーディネーターの影響など新たな視点を加えたものとしました。6『今後の予定』ですが、府内組織である生涯学習推進会議や、地域の意見を伺うパブリックコメントを実施し、社会教育委員と公民館運営審議会委員の合同会議及び教育委員会などで議論し策定してまいります。最後に7『素案』につきましては、別添資料のとおりとなっております。概要は以上となります。次のページから素案となって

おりまして、9ページをご覧ください。1章は計画策定の背景や位置づけ、これまでの計画の変遷について記述しております。2章は生涯学習について説明し、国や道などの計画に沿った生涯学習について記述をしております。13ページをご覧ください。恵庭市の生涯学習の状況などについて記述しております。まずはこの5年間に推進されたことを「いいね」という表現で、コロナによってICT化が進み、QRコードの普及などにより事業の参加が増えたことを記述しております。次のページをご覧ください。地域学校協働活動の推進などが推進されたことが記述されております。また、課題についても先程説明しましたが、ここにまとめて記述しております。16ページをご覧ください。3章では基本理念と基本目標について記述しております。17ページから27ページまでは、一つ一つの基本施策についてその方針とともに記述しております。28ページをご覧ください。4章は計画の推進と進行管理について記述しております。社会教育委員の会議や公民館運営協議会などの既存の組織を活用して事業評価を行うこととしております。

以上、簡単ではありますが、説明とさせていただきます。

教 育 長 ただ今の協議3について、ご質疑等はござりますか。

事業写真の選定は進んでいるのでしょうか。

事 務 局 ほぼ選定し、決まりかけております。

教 育 長 次回それが入るのはいつくらいになりますか。

事 務 局 3月の教育委員会の予定です。

教 育 長 この基本計画はいつからですか。

事 務 局 来年4月からとなります。

教 育 長 その他、ありますか。

各 委 員 (なしの声)

教 育 長 なければ、以上で協議3について終了いたします。

続いて、日程5報告に入ります。

報告1は、恵庭市立学校教職員に係る時間外在校等時間（令和7年7月～9月）の公表についてです。事務局から説明をお願いします。

事 務 局 私の方から、報告1恵庭市立学校教職員に係る時間外在校等時間（令和7年7月～9月）の公表についてご報告いたします。

市教委では、『恵庭市立学校における働き方改革推進計画』において、教職員の在校等時間から所定の勤務時間を減じた時間外在校等時間の目標を1か月で45時間以内、1年間で360時間以内としているところであります。

本日お示しいたしましたのは、本年7月から9月までの小中学校別の時間外在校

等時間となっております。この3か月の超過時間の平均は、小学校においては22時間12分、中学校においては38時間54分、小中学校をあわせた時間外在校等時間の平均は、28時間14分となっており、目標である45時間以下と比べますと、全体としては目標時間以下とはなっており、昨年度の同時期に比べますとほぼ同程度となっておりますが、毎月で見ますと中学校の9月は45時間を超えている状況であります。

市教委としましても、引き続き教職員の働き方改革を進め、時間外が少しでも減少するよう取組みを進めて参りたいと考えております。

以上、簡単ですが、報告とさせていただきます。

教 育 長

先般、報道で月45時間、年間360時間がさらに厳しくなるという内容があつたかと思いますので、委員の皆様にお知らせしてください。

事 務 局

まず月45時間を30時間という形に、そのさらに先には15時間ということも想定しているというものです。

教 育 長

なかなかハードルが高いのですが、特に中学校は部活動の地域展開を含めた施策を真剣に取り組んでいかないとなかなかこの時間は達成できないと思われますので、厳しいけどやっていかなければならぬと思います。

ただ今の報告1について、ご質疑等はござりますか。

委 員

さらにハードルが高くなるという状況の中で、9月を見るだけでも中学校においては教職員の半数以上が月45時間以上の時間外になってしまい、2校においては7割弱が45時間以上ということですが、9月はどのような傾向があるのでしょうか。

事 務 局

要因はいろいろあると思います。総じて中学校の部分で増えているのは9月の下旬には文化祭など各学校で大きな行事が予定されていて、子ども達の活動が終った後にも先生方が残って次の日の準備をしたりとか、そういった取組みが9月はどうしても行われるという状況にあります。併せて中学校の中で若干7月・9月で生徒指導上の事案の処理に関わって、勤務時間外に保護者の方と連日相談を行っていたり、子どもの指導を継続したりというような対応をとられていた部分も中学校では特定の学校であります、そういった状況については当該学校の管理職からは我々も情報を得て確認しているところであります。また、恵庭の場合にはいわゆる通知表に基づく子ども達の評定を行う段階が年間2回あります、10月頭までの前期、それ以降を後期ということで評価評定の総括を行っていく時期も重なっていることも要因であると考えております。

委 員

先程の小中一貫教育推進プロジェクトが置かれて全教職員がいずれかの委員に所属するということもありますので、令和8年度及び9年度で特に影響があるのかなと思うのですがいかがでしょうか。

事 務 局

小中一貫教育基本方針の素案の資料の15ページをご覧ください。恵庭市教育委員会の下に推進委員会を設けて、恵庭中学校と恵明中学校区の部分を例示し

ながら推進改革組織を掲載しております。下段の部分の『高学年・中1』から『ふるさと教育』の委員会まで、このいずれかの委員会に先生方が所属しながら小学校・中学校が一緒になっていろいろな取組みをしていくというのは体制としては連携教育に基づいた体制で、すでにこの形で平成28年度から動いています。ただ、一貫教育に移行するにあたってその連携教育の財産を一貫教育にも使っていくこととして、今後の連携教育の推進委員会を一貫教育の推進委員会に置換ながら動いていくということで、考えられるのは国の事例などを見していくと、小中学校の先生方に若干の打ち合わせの時間などを懸念をする自治体というのは一定程度見られました。ただ一方で、小中連携教育・一貫教育がどんどん進むことによって教職員の理解・啓発が進むことで、例えばいじめ・不登校等に関わる事後処理の軽減が、起きてからというより未然防止の取組みが学校で進められることにより、起きて重大なものに時間を割かれるというよりは軽減されるんですよ、ということは国の資料には書かれている一文がございます。ただ、そのあたりはやっていかないとわからないところではありますが、過日の一般質問の中でも先生方のこういった部分で働き方改革逆行するような動きにならないように、私どもも注視しながら一緒に取組んでいきたいと考えております。

素案の5ページをご覧いただくと今の話がありまして、連携教育推進委員会を組織図15ページのものと見比べると、ほとんど一緒の組織・形態でありまして、先程委員が言っていたように、推進する体制自体は連携教育の延長の中でということで、若干連携教育の期間が他所より長めということはあったのですが、逆にそれが今は財産となってスムーズに進めることができているということになるかと思います。

教育長 その他、ありますか。

各委員 (なしの声)

教育長 なければ、以上で報告1について終了いたします。

続いて報告2は、北海道文教大学附属高等学校との包括連携協定の締結についてです。事務局よりお願ひいたします。

事務局 私からは報告2北海道文教大学附属高等学校との包括連携協定の締結についてご説明いたします。始めに本協定の目的ですが、恵庭市と北海道文教大学附属高等学校は、包括的な連携のもと相互に協力し、地域社会の発展並びに人材育成及び学術の振興に寄与することを目的としております。

次に連携・協力事項ですが、『教育の推進に関する事』、『読書活動の推進に関する事』、『青少年の育成に関する事』としており、すでに協定を締結しております恵庭南高校や恵庭北高校と同じ内容となっております。次に協定締結日ですが、令和7年11月13日(木)に市民会館にて包括連携協定締結式を開催したところです。

以上であります。

教育長 ただ今の報告2について、ご質疑等はございますか。

| | |
|-------|--|
| 各 委 員 | (なしの声) |
| 教 育 長 | <p>なければ、以上で報告2について終了いたします。</p> <p>次に、報告3は、恵庭市立図書館改修基本計画等策定業務の中間報告についてです。事務局よりお願ひいたします。</p> |
| 事 務 局 | <p>恵庭市立図書館改修基本計画等策定業務の中間報告概要についてご説明いたします。</p> <p>今回お示ししている内部改修イメージ図や「リニューアル方針（案）」は、いずれも検討段階のイメージであり、最終的なレイアウトや諸室配置を決定するものではありません。改修基本構想で示された新たな機能を、既存建物の内部改修で収めた場合の一例として整理した資料であることを、あらかじめご理解ください。</p> <p>リニューアルの基本方針として、恵庭市立図書館がめざす姿は『つながる図書館』です。これまでの図書館計画の実績を有する事業者や、恵み野中央公園基本計画の受託事業者、近隣商店街へのヒアリング、令和6年度に策定した改修基本構想の内容を踏まえ、方針を整理しています。</p> <p>内部改修の大きな考え方としては、開架・閲覧スペースを再編し、人と地域がつながるオープンスペースを設けます。館内は「動」と「静」のゾーンに分け、入口付近をイベント性・交流性の高い「動」のエリア、奥側を落ち着いて読書・学習ができる「静」のエリアとする構成を想定しています。</p> <p>諸室ごとの主な方針と課題です。</p> <p>1階では、閲覧室を「動のゾーン」として位置づけ、現状の開架書庫機能に、児童利用スペースやオープンな閲覧スペースを加える案としています。一方で、休憩コーナーは外部出入口を設けた「静のゾーン」とし、静かな読書・自習の場としますが、オープンな閲覧スペースとの共用となるため、狭隘化が課題です。</p> <p>玄関ホールは、現在の企画展示に加え、カフェ・物販コーナーの設置を想定しており、人の動線と展示・飲食・物販の両立など、空間活用に工夫が必要と考えています。おはなしのへやは児童図書スペースとの共用、あそびのへやは恵み野中央公園側の出入口整備と授乳室の新設を想定しますが、その分、児童利用スペースの狭隘化が課題となります。</p> <p>会議室は可動壁で仕切り、貸室と静かな読書室の双方として活用します。集会室は準開架書庫へ転用し、研究資料室は準開架書庫と共に現用途を維持します。対面朗読室は機能を維持しつつ規模を縮小し、録音室機能は2階へ移し、その分ボランティア活動室を拡大する想定です。</p> <p>2階では、事務室を自習室兼会議室としても活用し、視聴覚室は現行の用途に加え録音室として利用することを想定しています。</p> <p>これらを整理した結果、共用化や狭隘化が見込まれる諸室の面積は合計でおよそ300平方メートルとなっており、支障なく運用するにはその少なくとも半分程度、約150平方メートルの増築が望ましいというのが現時点での見解です。</p> <p>次に、官民連携による事業手法の検討状況です。本事業を官民連携で実施するあたり、改修工事の範囲や維持管理・運営業務の前提条件を踏まえ、官と民の役割分担を整理しています。業務範囲の案として6つの区分を設定し、どこまでを民間に担ってもらうか検討を進めています。</p> <p>事業期間については、基本・実施設計に約1年、改修工事に約1年を想定してい</p> |

ます。新たな指定管理期間については、市場調査の結果、多くの事業者が10年から15年程度の長期を希望している状況です。

現在、想定されるリスクの整理と官民のリスク分担、複数の事業スキームの長所・短所の比較を行い、本事業への適合性やスケジュール面の妥当性を検討している段階です。

説明は以上となります。

教 育 長 ただ今の報告3について、ご質疑等はござりますか。

委 員 7ページの表に先程説明のあった諸室の面接合計320平方メートルということが書かれているのですが、諸室というのはどこを指しているのでしょうか。

事 務 局 この表でいきますと室名と書いているところのそれぞれの閲覧室であったり、休憩コーナーなどの面積になります。

委 員 全部足したら300平方メートルとかではないと思いますが。

事 務 局 例えば、休憩コーナーの右の列に最後「狭隘化が課題」、あとおはなしのエリアを「共用化」し、あそびのへやも「狭隘化が課題」、こういったように「共用化」や「狭隘化」というキーワードで課題のところでひろっていくと、その辺の部屋がだいぶ我慢して、今の面積を増やさないイメージで検討した場合に無理が生じるのではないかという考えです。

委 員 そうするとこの面積を足すと現状の床面積になるということでしょうか。

事 務 局 6ページの改修イメージは面積を増やさないで現状で考えてみた場合ということになります。

委 員 中間ですから最終的にはどういう形になるかでしょうが、ざっと見てもこれは増築しなかったら収まらないのではないかなと思います。

事 務 局 先日行われました図書館協議会でも委員の皆様から中間報告をした時に、増築の検討をお願いしますという意見をいただいております。

教 育 長 その他、ありますか。

各 委 員 (なしの声)

教 育 長 なければ、以上で報告3について終了いたします。

続いて、報告4に入ります。

(報告4非公開審議)

続いて、日程6その他について、事務局よりお願いします。

| | |
|-----|--|
| 事務局 | 今後の教育関連事業についてです。 クリスマス・お正月とありますけれども、記載のとおり様々な事業があります。1月11日はたちの集いについては、皆様にご案内がいくかと思いますので、可能な限りよろしくお願ひします。1月13日次回の教育委員会の予定となっております。 |
| 教育長 | 二つのふれあいルームのクリスマスの行事があると言っていましたよね。 |
| 事務局 | 12月18日に北海道文教大学のメンタルフレンドによるクリスマスのお楽しみ会を実施する予定であります。12月22日には市内の特別支援学級のカレンダー贈呈式があります。12月23日は有明町にありますふれあいルームでお楽しみ会を行う予定となっております。 |
| | (次回の日程確認) |
| 教育長 | その他、全体を通して何かありますか。 |
| 各委員 | (なしの声) |
| 教育長 | 以上をもちまして、本日の教育委員会を終了いたします。 ありがとうございました。 |
| | 終了 |